



令和6年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料 1

運営指導時の主な指摘事項について (令和5・6年度)

1 一般原則

- ① 利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ② 利用者または障害児の保護者の意思および人格を尊重して，常に当該利用者または障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ③ 利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

＜指摘事項＞

- 個別支援計画が作成されていない期間があった。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会が設置されているものの、委員会の設置について運営規程に明記されていない。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会について、運営規程に明記されているが、委員会が組織されていない。
- 虐待防止の対策を検討する委員会が組織されているものの、開催されていない。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催がされているものの、結果について従業者に対し周知徹底がされていない。
- 虐待防止のための研修について実施しているが、その内容について欠席者に周知されていない。

など

- ⇒ 個別支援計画の未作成
- ⇒ 監査の実施（令和5年度 1件，令和6年度 5件）
- ⇒ 令和5年度監査結果：行政処分（一部効力停止）及び返還金（加算金含む）
令和6年度監査結果：未定
- ⇒ 令和4年度より「障害者虐待防止に係る取組み」が義務化
 - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⇒ 令和6年度報酬改定において，「虐待防止措置未実施減算」が創設
（所定単位数の1%減算）
- ⇒ 令和6年度運営指導では，3事業所へ「虐待防止措置未実施減算」の適用を指導。

2 運営に関する基準

① 内容および手続きの説明・同意

支給決定障害者等がサービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用者の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービス提供に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

<指摘事項>

- ・ 実際の事業所の体制や費用等と運営規程・重要事項説明書の記載内容が違っていた。
- ・ 重要事項説明書で、利用者負担額や食事の提供に要する費用、日用品費等の利用者に負担を求める内容の記載がない。
- ・ 食事提供について、事前のキャンセルや、日割り計算などの説明がない。

2 運営に関する基準

② 記録の整備

- ・ サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しなければならない。
- ・ 訪問・通所系サービスのサービス提供実績記録票への利用者等の確認は、サービス利用の都度行うこと（当日または翌日）。ただし、入所系サービスは、月末で可。

<指摘事項>

- ・ サービス提供の記録について、記載がない、同じ文章が繰り返し転写される等の不適切な内容が散見されたほか、個別支援計画に盛り込んだ課題に対して利用者へ支援した記録がされていない。
- ・ 施設外支援を行った際の日報が作成されていない。

など

2 運営に関する基準

③ 利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等 (H18.12.6 厚生労働省通知)

(1) 利用者に金銭の支払いを求めることができるもの

- ア 金銭の使途が、直接利用者の便益を向上させるものであること。
- イ 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供されるもの
- ウ サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費，入浴に係る費用等として想定されるもの
- エ 利用者の希望により，送迎を事業所側が提供する場合に係る費用
(送迎加算を算定している場合は，燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る)
- オ 介護給付費等に含まれるものおよびすべての利用者に一律に提供される物品等に係る費用については認められない。

(2) 利用者に金銭の支払いを求める場合の留意事項

- ア 支払いを求める金銭の便益およびその額を運営規程において定め，サービスの選択に資すると認められる重要事項として，書面によって説明し，同意を得た上で，事業所の見やすい場所に掲示すること。
(ファイリングによる閲覧可)
- イ 支払いを求める金銭の額は，その対象となる便益を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきであること。

＜指摘事項＞

- ・ 共益費が記載されているが、訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区分されていない曖昧な名目による費用の受領は認められない。
- ・ 金銭の支払いを要するものについて、運営規程および重要事項説明書に記載されていない。または、金額が違っている。
- ・ 利用者から徴収している食材料費について、実費を徴収するものであるが、食材や調味料の購入代金等として支出した実績の記録がなく、余剰金を利用者に返金していなかった。
- ・ 食事提供に要する費用について、徴収する費用の算定根拠が不明確
- ・ 光熱水費について、書面での説明がないまま月額使用料の他に超過分として利用者から実費を徴収していた。

など

2 運営に関する基準

④ 取扱方針

- 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、事業の提供が漫然かつ画一的なものにならないように配慮する。
- 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
- 提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

<指摘事項>

- 質の評価が行われていなかった。
→ **令和5年度・6年度で一番多い指摘事項**

2 運営に関する基準

⑤ 個別支援計画等の作成

計画作成の流れ

利用者が置かれている環境および日常生活全般の状況等評価

- 面接等による利用者の希望する生活および課題等の把握（アセスメント）
- 計画原案（課題・目標および達成時期・留意事項等）の作成
- 担当者等による会議の開催＜R 6 報酬改定 利用者本人も原則同席＞
- 利用者，家族への説明・同意・交付

定期的に見直しを行い，必要に応じた計画の変更

上記の手続きのほか

- 利用者等との定期的な面接等によるアセスメントを含めた計画の実施状況の把握（モニタリング）

＜指摘事項＞

- ・ アセスメント，モニタリングが実施されていない，結果が反映されていないなど，適切な手続き，手順に基づく個別支援計画の見直しがされていないものがあつた。
- ・ 総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等が計画に反映されていない。
- ・ 個別支援計画原案の内容について意見を求めるための会議を行っていない。または，開催しているが担当者等から意見を求めた結果（原案の内容の変更の有無）の記録や障害福祉サービス事業所との連携の記録がない。＜R 6 報酬改定＞利用者を同席させていない。
- ・ 個別支援計画を，立案してなかった。

⇒個別支援計画未作成減算

- ・ ＜R 6 報酬改定＞個別支援計画等を相談支援事業所へ交付していない。
- ・ サービス等利用計画，障害児支援利用計画を，事業所に交付していない。

2 運営に関する基準

⑥ 勤務体制等の確保

- ・ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。
- ・ 事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ・ 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

<指摘事項>

- ・ 勤務形態一覧表が毎月作成されていない。実態と合っていない。
- ・ （児童）1日に10人を超えて15人まで障害児を受け入れる場合、サービス提供時間中に児童指導員または保育士を3人以上配置しなければならないが、児童指導員または保育士が2人しか配置されていない。
- ・ 従業員の資質の向上のための研修計画および実施した記録が確認できない。

3 運営に関する基準

⑦ 工賃等の支払い

- ・ 生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃等として支払わなければならない。
- ・ 年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、北海道に報告しなければならない。

＜指摘事項＞

- ・ 工賃の支給額について、工賃規程において定額で定められており、生産活動に応じて適切に算出していなかった。
- ・ 工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していなかった。
- ・ 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていなかった。
→経営改善計画書の提出（A型の場合）

など

※ 令和6年度より、就労継続支援B型事業所においても、訓練等給付費から工賃を支出してはならない旨、指定基準に明記。

3 運営に関する基準

⑧ 身体拘束等の禁止

- 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

＜指摘事項＞

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されているものの、結果について従業者に対し周知徹底がされていない
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない
- ・ 身体拘束を行う場合、同意を得ていない。身体拘束の同意書を身体拘束の必要性がない利用者含め全員からもらっている。

- ⇒ **令和4年度より身体拘束等の適正化に係る取組みが義務化，令和5年度より取組みがされていない場合，身体拘束廃止未実施減算が適用。令和6年度より，減算率の引き上げ。**
- ⇒ **令和6年度運営指導において，3事業所に対し，減算適用を指導。**

3 運営に関する基準

⑨ 業務継続計画の策定

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービス等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施し講じなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

＜指摘事項＞

- 業務継続計画を策定していない。
- 業務継続計画を策定しているが、研修及び訓練を実施していない。

⇒ **令和6年度より業務継続計画策定は義務化。**
業務継続計画未策定減算については、令和7年3月31日までは「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」があれば、減算適用はしない。

3 運営に関する基準

⑩ その他の指摘

- ・ 各種マニュアルが未整備
- ・ 利用契約を行った際、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告していなかった。
- ・ 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合、支給決定障害者に対し、代理受領した給付費の額を通知していない。
- ・ 恒常的に利用定員を超過して利用者（児）を受け入れている実態が確認された。
- ・ 提供したサービスについて、利用者から確認を受けていない。
- ・ 従業者および管理者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように誓約書を徴収していない。
- ・ 防犯に係る安全確保を行っている記録がない。
- ・ チェックシート等により送迎車両に児童が残っていないことを確認した記録がない。

など

3 給付費の算定等に関する基準

① 基本報酬

- ・ サービス種別により，利用定員や職員の配置区分，利用者の支援区分，工賃，開所時間等に応じ，利用日に請求できる。

<指摘事項>

- ・ 利用者が欠席した日も訓練等給付費を請求している事例が確認された。
- ・ 職員の退職等により，人員配置区分が変わっていたが，変更前の区分のまま訓練等給付費を請求していた。

3 給付費の算定等に関する基準

② 欠席時対応加算

- 欠席の連絡が、利用日の前々日、前日または当日であること。
- 事業所職員が、利用者（児）の状況を確認し、引き続き当該事業所の利用を促すなどの相談援助を行っていること。
- 相談援助の内容を記録していること。

<指摘事項>

- 利用者または当該利用者（児）の家族等への連絡調整を行い、当該利用者（児）の状況の把握および相談援助を行った内容を確認し、記録していなかった。

（記録内容の例：連絡を受けた日時、連絡をしてきた相手、連絡を受けた職員名、欠席理由、利用者（児）の状況、相談援助の内容、次回の利用予定等）

3 給付費の算定等に関する基準

③ 福祉専門職員配置等加算

事業所に配置される直接処遇職員の資格または割合に応じて加算される。

<指摘事項>

- ・ 職員の増減等により、福祉専門職員配置等加算が満たされない状況であるが、体制届が提出されていなかった。
- ・ 職業指導員および生活支援員として配置されている従業者の常勤割合が、75%未満であったにもかかわらず、福祉専門職員配置等加算Ⅲを算定していた。

3 給付費の算定等に関する基準

④ 送迎加算

市長に届け出た事業所において、利用者に対して、その居宅（事前に利用者または利用児保護者と合意の上、定めた特定の場所含む。）と事業所の間の送迎を行った場合に、加算される。

<指摘事項>

- ・ 事前に定めた特定の場所以外に、送迎を行っていたにもかかわらず算定していた。
- ・ 送迎回数を誤って算定していた。

3 給付費の算定等に関する基準

⑤ 児童指導員等加配加算，専門的支援体制加算

人員配置基準および児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者の員数に加え，5年以上児童福祉事業に従事した保育士等を常勤換算で1名以上配置している場合に加算される。

<指摘事項>

- ・ 5年以上児童福祉事業に従事した保育士等を常勤換算で1名以上配置していなかった。

⇒ 定員を超えて児童を受け入れている場合に，算定不可となるケースが多発

3 給付費の算定等に関する基準

⑥ 家族支援加算（旧家庭連携加算及び事業所内相談支援加算）

通所支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児およびその家族等に対し、居宅訪問、事業所への来所、およびテレビ電話装置等を活用して、個別またはグループで、相談援助等の支援を行った場合に算定できる。相談援助が30分に満たない場合は加算対象外

<指摘事項>

- ・ 相談援助を行った記録が残されていない事例が散見された。
- ・ 30分未満の相談支援について算定していた。

4 給付費の算定等に関する基準

⑦ その他の指摘

- 長期入院加算について、病院との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った記録がない。
- 関係機関連携加算について、要件を満たさなくなった以降についても、前のデータをコピーして使っていたために、誤って算定されていた。
- 訪問支援特別加算について、支援を行った記録が確認できなかった。
- 自立生活支援加算について、個別支援計画を変更した経過がなく、算定要件を満たしていなかった。

※ 前年度の請求明細書等が失われ確認できない事業所がありました。

システムの請求記録は一定期間後に上書き消去される場合がありますので、毎月、必ず紙かデータで保存するようにしてください。

<最後に>

- 個別支援計画の策定・見直しにあたっては、アセスメント等の必要な手続きを行い、その記録を残す必要があります。普段から利用者の状況等を見てわかっているからと省略しないでください。
- 事業所管理者におかれましては、職員の異動・退職等の際には、人員配置の状況、加算要件の確認をお願いします。
(体制届未提出による発覚、過誤調整多数。)
- 「障害福祉サービス事業者等自己点検表」による点検は、運営指導時のみのものではありません。適正な事業所運営、利用者へのサービス提供のため、自己点検表を活用した定期的な点検および関係書類等の確認をお願いします。
- 前回の運営指導で文書指導をうけ、改善状況報告を提出している事項について、同じ内容の指摘を受ける事業所が複数あった。
⇒ 繰り返す場合は、監査へ移行の可能性有